

松山市新型コロナウイルス対策 営業時間短縮等協力金（第3弾） 申請要領

愛媛県の営業時間短縮要請に協力した飲食店等に
協力金（第3弾）を給付します。

【要請期間】令和3年4月1日(木)～令和3年4月21日(水)

※感染状況によっては、要請期間が途中で短縮され、前倒しとなる可能性があります。短縮となった場合は、協力金額にも影響が及びますので、**申請の前に2ページ目を必ずご確認の上**、お手続きをいただきますようお願いいたします。

【申請受付期間】令和3年4月1日(木)～令和3年5月21日(金)

- ※申請は下記提出先に持参または郵送してください。郵送の場合は、当日消印有効です。
※提出された申請書に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがありますので、提出書類に不備等が無いようご注意ください。
※本協力金の申請は、1店舗につき1回限りです。

【問い合わせ先】

営業時間短縮等協力金コールセンター TEL：(089) 909-5672

電話受付時間：午前9時から午後6時（土日、祝日も受付します）

【提出先】

< 郵送申請 >

〒790-8571 松山市二番町4丁目7-2

松山市産業経済部地域経済課 営業時間短縮等協力金担当宛

< 窓口申請 >

銀天街「きらりん」2階（松山市湊町4丁目7-15）

※午前11時から午後5時（土、日、祝日も開設しています）

松山市役所本館11階 大会議室（松山市二番町4丁目7-2）

※午前8時30分から午後5時15分（平日のみ）

松山市 産業経済部 地域経済課

◇【重要】申請の前に ～必ずお読みください～

愛媛県は、営業時間の短縮要請期間を4月1日（木）から4月21日（水）までの21日間としていますが、**感染状況によっては、要請期間が途中で短縮し、前倒しとなる可能性がある**と発表しています。

要請期間が短縮となった場合、給付日数も短縮となり、それに合わせて協力金も減じた額となります。

そのため、**要請期間終了前に申請される店舗**については、**2回（1回目：56万円(14日分)^{※1}、2回目：残りの必要な額^{※2}）に分けて給付**します。

なお、要請期間終了後の申請については、要請期間分の協力金全額を1回で給付します。

※1・・・申請受付し書類審査通過後に給付

※2・・・要請期間終了後、要請期間残日数×4万円を給付

◇給付対象店舗

個人又は法律の規定で法人格を認められているもの（事業者）が経営している松山市内中心部の繁華街（対象区域：3ページ参照）の店舗で、次の全てに該当するもの。

- ① **令和3年4月1日から4月21日までの全ての期間が含まれている**食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の飲食店営業許可を受けている店舗。
- ② 20時30分以降から翌日5時までの間に酒類の提供を行っている店舗。
- ③ 屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗。
- ④ 令和3年4月1日から4月21日の全てで営業時間短縮または休業を実施している店舗。

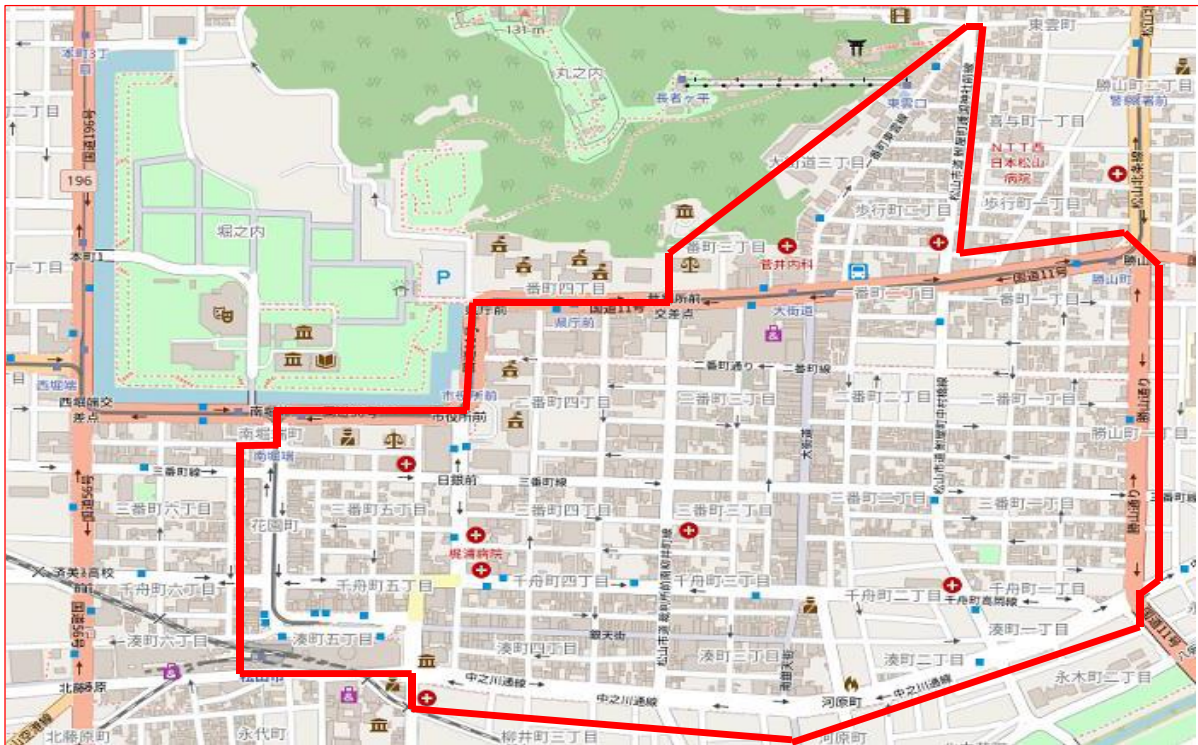
【対象外店舗】

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項から第10項に定める営業に係る店舗。
- ② 松山市暴力団排除条例（平成22年条例第32号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等と関係がある事業に係る店舗。
- ③ その他の公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業に係る店舗。
- ④ その他協力金の趣旨又は目的に照らして適当でないと市長が判断する事業に係る店舗。

◇対象区域

松山市内中心部の繁華街

＜対象区域＞



©OpenStreetMap contributors

＜対象区域一覧表＞

町	丁目	番地	町	丁目	番地
一番町	1丁目	全て	千舟町	1丁目	全て
	2丁目	全て		2丁目	全て
	3丁目	1～2		3丁目	全て
	4丁目	1～3		4丁目	全て
大街道	1丁目	全て	永木町	5丁目	全て
	2丁目	全て		2丁目	2、3
	3丁目	全て		1丁目	全て
歩行町	1丁目	4、7～8	二番町	2丁目	全て
	2丁目	全て		3丁目	全て
勝山町	1丁目	全て		4丁目	全て
河原町		5～10	花園町		全て
北立花町		4～6、8、9	湊町	1丁目	全て
喜与町	1丁目	5、6		2丁目	全て
	2丁目	全て		3丁目	全て
三番町	1丁目	全て		4丁目	全て
	2丁目	全て		5丁目	全て
	3丁目	全て	南堀端町		1、2
	4丁目	全て	柳井町	1丁目	12、13、15
5丁目	全て	2丁目		18～21	
		3丁目		5～8	

◇協力金の概要

松山市内中心部の繁華街で発生した過去最大の変異株クラスターにより、陽性者が急増したことを踏まえ、愛媛県は3月25日（木）から県独自の警戒レベルを「感染警戒期」から「特別警戒期間」に切り替え、松山市内中心部の繁華街を対象とした飲食店に4月1日（木）から4月21日（水）まで酒類を提供する飲食店に営業時間の短縮を要請しています。

そのため、要請期間中に営業時間短縮または休業に協力した飲食店等に対し、協力金（第3弾）を給付します。

※営業時間短縮（時短）とは

20時30分以降から翌日5時までの間に酒類の提供を伴う営業をしている店舗について、5時から21時までの間の営業とし、酒類の提供は20時30分までに短縮することです。

◇営業時間短縮要請期間

4月1日（木曜日）午前0時から4月21日（水曜日）24時まで。**（ただし、感染状況によっては、途中で短縮し、前倒して要請期間の解除となる可能性があります。）**

この期間の営業時間は5時から21時まで。ただし、酒類の提供は20時30分までとします。

◇協力金の額

1店舗あたりの協力金の額は、以下の金額となります。

要請期間中、 <u>全ての営業日及び定休日</u> で営業時間短縮を実施した場合	84万円
--	------

※要請期間（4月1日～4月21日までの21日間）の全てで営業時間短縮を行った店舗のみが給付対象となります。

※営業時間短縮を開始した日以後に中断する場合は、協力金の対象にはなりません。

※要請期間が短縮となった場合、給付日数も短縮となり、それに合わせて協力金も減じた額となります。

【例】要請期間が21日間から3日早まった場合

84万円 - (4万円×3日) = 72万円（協力金額）

◇申請手続き

申請方法

窓口へ持参または郵送

提出先

<窓口申請>

銀天街「きらりん」2階（松山市湊町4丁目7-15）

※午前11時から午後5時（土、日、祝日も開設しています）

松山市役所 本館 11階 大会議室（松山市二番町4丁目7-2）

※午前8時30分から午後5時15分（平日のみ）

<郵送申請>

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2

松山市産業経済部地域経済課 営業時間短縮等協力金担当 宛

※郵送の場合は、封筒に「営業時間短縮等協力金申請書 在中」と記載してください。

申請受付期間

令和3年4月1日（木）～令和3年5月21日（金）

※郵送の場合は、当日消印有効です。

申請書類等

別表（8、9ページ）に示す書類全てを添付して提出してください。なお、提出書類はA4サイズに統一してください。

※協力金（第1弾）または協力金（第2弾）で申請した店舗については、申請書類の一部を省略することができます。ただし、協力金（第1弾）、協力金（第2弾）で申請していない店舗については省略できません。※詳細は、別表（8、9ページ）をご確認ください。

※必要に応じて追加書類の提出及び説明を求められることがあります。

※申請書は店舗ごとに作成してください。複数店舗まとめた申請はできません。

※申請書類の返却はいたしませんので、各自で全ての書類のコピーを取り、申請者控えとして保管してください。

審査

市による審査の結果、協力金を給付する旨を決定したときは、後日、給付決定通知を発送のうえ、指定口座へ入金します。

※書類に不備等があった場合、訂正や再提出を求められることがあります。

◇その他

<関係法令等の遵守>

食品衛生法の許認可など、関係法令を遵守してください。

<検査等>

市長が必要と認める場合には、帳簿、書類についての検査や事務所、事業場等への立ち入りに応じる必要があります。

<書類の管理>

申請に係る証拠書類を整備し、給付年度の翌年から起算して5年間保管して下さい。

<監査>

給付決定を受けた協力金は、市長及び監査委員が調査又は監査することがあります。

<取消し及び返還>

偽りその他不正の行為により協力金の給付を受けたことが発覚した場合は、協力金の給付決定を取り消し、協力金を返還していただきます。

◇問い合わせ先

申請に必要な様式は、松山市ホームページからダウンロードできます。

【掲載場所】

「松山市ホームページ」⇒「くらしの情報」⇒「産業」⇒「中小企業」⇒（松山市新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金）

【営業時間短縮等協力金コールセンター】

TEL：(089) 909-5672（専用ダイヤル）

受付時間：午前9時から午後6時まで（土、日、祝日も受付します）

◇協力金・要件チェックシート

下記項目、全てにチェックが入る店舗が協力金の申請対象です。

項 目	チェック
松山市の繁華街（対象区域内）で、 <u>令和3年4月1日から4月21日までの全ての期間が含まれている</u> 飲食店営業許可を受けている店舗である	<input type="checkbox"/>
申請店舗は、時短要請対象区域内（3ページ参照）の店舗である	<input type="checkbox"/>
通常営業時、21時以降も営業をしている。	<input type="checkbox"/>
通常営業時、20時30分から翌日5時までの間に酒類の提供を行っている店舗である	<input type="checkbox"/>
屋内に常設の飲食スペースを設けている対象区域内の店舗である	<input type="checkbox"/>
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項から第10項までに定める営業又は松山市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員と関係がある事業ではない	<input type="checkbox"/>
令和3年4月1日から4月21日の全てで営業時間短縮または休業を実施している <u>※実施開始日以降に中断していない</u>	<input type="checkbox"/>
営業時間短縮要請期間中は、5時から21時までの営業とし、酒類の提供は20時30分までとしている	<input type="checkbox"/>

申請書類について（第3弾）

1	<p>松山市新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金申請書【様式第1号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 申請書類作成時、枠内に納まるよう記載してください。 ➢ 申請者の個人印や法人の代表者印は不要です。 ➢ 申請事業者名欄には、ゴム印を使用しないでください。 ➢ 各申請書類に記載する所在地、名称、代表者役職・氏名は全て統一してください。 ➢ 代表者氏名の訂正はできません。※再作成をお願いします。 ➢ 申請は、店舗ごとに作成してください。（注：複数店舗まとめたの申請はできません） ➢ 店舗名、店舗の所在地は、飲食店営業許可証に記載のものを記入してください。 ➢ 振込先の口座名義人は、通帳等に記載のとおり正確に記入してください。 必ず申請者名義の口座を指定してください。（法人の場合は当該法人、個人事業者の場合は当該個人の口座に限ります。）
2	<p>誓約書【様式第2号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「署名欄」は、必ず自署をお願いします。 （法人の場合で、ゴム印を使用する際は必ず代表者印を押印してください。）
3	<p>営業時間短縮等の状況が分かる書類【別紙】</p> <p>①店舗の外景（店舗名入り）と内景が分かる写真等【★】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 外景写真は店舗名や屋号等が、内景写真は店舗内全体が分かるものとしてください。 <p>②営業時間短縮の前後の状況が分かる写真等</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 営業時間短縮又は休業前欄には、通常営業時間が分かるものを貼付してください。（店頭看板、WEBサイト写し等） ➢ 営業時間短縮欄には、時間短縮を告知したことが分かるものを貼付してください。（WEBサイト写し、チラシ等）（※市が提供している掲示をご活用ください） ➢ 時間短縮の場合は、短縮した営業時間と酒類の提供が20時30分までになっていることが分かるものも貼付してください。
4	<p>営業活動を行っていることが分かる書類（次のいずれか一つ）【★】</p> <p>①直近の確定申告書の写し ※税務署の受付印等証明付きのもの ※法人の場合は、法人税申告書別表第一（各事業年度の所得に係る申告書）の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 確定申告書は、税務署に提出した直近の確定申告書を提出してください。なお、税務署の受付印、受付日時の印字、税理士等の証明印のいずれかがあるものを提出してください。 ※青色申告会の受付印のみでは受付できません。 <p>②電子申告（e-Tax）で提出した場合は、提出した確定申告書の写しと受信通知の写し（電子申告申請書等完了報告書）の2点を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 新規開業にて決算期未到来で確定申告書の作成が無い場合は、法人の場合は法人設立届の写し、個人の場合は開業届の写しを提出してください。（いずれも税務署に提出し受付印が押されたもの） <p>③直近2ヶ月間の経理帳簿（現金出納帳、売上帳簿等）の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 収入と支出の両方が整理された経理帳簿を提出してください。

5	<p>飲食店営業許可証（食品衛生法第52条）の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 申請の前には、必ず営業許可期間が令和3年4月1日から令和3年4月21日まで全て期間が含まれているかの確認をお願いします。営業許可期間の開始日が要請期間途中からの日付や許可期間の終了日が要請期間終了前となっている場合は、申請できません。 ➤ 営業の種類が「飲食店営業」以外の場合は、申請できません。
6	<p>酒類の提供を行っていることが分かる書類（次のいずれか一つ）[★]</p> <p>①申請時点で使用しているメニュー表の写し ※写真も可</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 酒類の提供を行っていることが明瞭に分かるよう、その部分も含めて全体を撮影又はコピーの上、提出してください。 <p>②申請日から直近2ヶ月の仕入伝票の写し ※各月の特定の日のもので可</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 酒類を継続的に仕入れていることが分かるように該当部分をコピーの上、提出してください。
7	<p>本人確認書類（次のいずれか一つ）</p> <p>①運転免許証 ②健康保険証 ③パスポート等の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 必ず申請者のものを提出してください。法人の場合は代表者のものを提出してください。 ➤ マイナンバーカードを添付する場合は、個人番号部分は黒塗した上で提出してください。 ➤ 住所が記載されたものは、申請者住所と一致していることを確認してください。 ➤ 各証明書の有効期限を必ず確認してください。

- 第1弾、第2弾を申請している場合は、★マークの書類を省略することができます。

※これらの書類は、A4サイズに統一してください。また、各自で全ての書類のコピーを取り、申請者控えとして保管してください。

●必要な書類

	第1弾または第2弾 申請済みの方	これまで協力金の 申請はなく、初めて 第3弾を申請される方
1.松山市新型コロナウイルス 対策営業時間短縮等協 力金(第3弾)申請書 【様式第1号】	◎	◎
2.誓約書【様式第2号】	◎	◎
3.営業時間短縮の状況が分 かる書類 【別紙】	◎ (※1)	◎
4.営業活動を行っているこ とが分かる書類の写し	— (※2)	◎
5.飲食店営業許可証の写し	◎	◎
6.酒類の提供を行っている ことが確認できる書類の 写し	— (※2)	◎
7.本人確認書類の写し ※法人は代表者のもの	◎	◎

※1 協力金第1弾、第2弾を申請した店舗は、外景や内景の写真の貼付は不要です。

※2 協力金第1弾、第2弾を申請した店舗は、書類の一部を省略することができます。

ただし、協力金第1弾、第2弾を申請していない店舗は省略できません。